

2026 年 8 月 13 日

各 位

大 阪 市 中 央 区 瓦 町 三 丁 目 5 番 7 号
株 式 会 社 ア ド バ ン ス ク リ エ イ ト
代 表 取 締 役 社 長 濱 田 佳 治
(コード番号：8798 東証プライム、福証、札証)
(連絡先) 執行役員 総合企画部長 曾我 啓介
電話 06-6204-1193

再発防止策（骨子）の策定に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 31 日付「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」及び 2026 年 8 月 4 日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、第三者委員会の調査の結果、当社及び広告代理店事業を行う当社の完全子会社である株式会社保険市場（以下、「保険市場」といい、当社と合わせて「当社等」という。）における過年度の一部の広告取引、ソフトウェアの資産計上等において、不適切な会計処理が行われていたこと（以下、「本件」という。）に加え、本件への一部のマネジメント層の関与が認められました。

当社は、調査報告書において指摘された原因分析及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、再発防止策（骨子）を策定し、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、ガバナンス体制を再構築し、そのうえで早期に業績を回復させることを最も重要な経営課題と認識し、これを実現するため、再発防止策を推進するとともに、社会的信頼の回復に全力を尽くしてまいります。株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

記

1. 経緯

(1) 再発防止策を策定することとなった経緯

当社は、2026 年 5 月 8 日付「第三者委員会設置、2026 年 9 月期第 2 四半期決算発表の延期及び半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、外部機関からの指摘により、本件に係る疑義が発覚いたしました。

本件の事実関係の解明を図るために、当社は、独立性及び専門性を有する第三者（弁護士及び公認会計士等）による調査が必要であると判断し、第三者委員会を設置することといたしました。

その後、当社は、2026 年 7 月 31 日付「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」及び 2026 年 8 月 4 日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、第三者委員会より調査報告書を受領し、調査報告書（公表版）を公表いたしました。

当社は、調査報告書において指摘された本件に係る原因分析及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、抜本的な改革に取り組むべく、再発防止策を策定いたしました。

（２）本件の概要

第三者委員会による調査によって判明した当社における会計処理上の問題の概要は以下のとおりです。

① 売上計上時期に関する会計処理上の問題

メディア事業及びメディアレップ事業（以下、「メディア事業等」という。）において、遅くとも 2018 年 12 月から 2025 年 9 月までの間、主に四半期ごとの社内目標を達成する目的で、広告掲載期間又は広告運用期間（以下、併せて「広告掲載等期間」という。）にわたり履行義務が充足されるのに先立って合計で約 7,508 百万円に相当する売上計上（以下、「売上前倒計上」という。）を行っていたことが判明いたしました。

また、メディア事業等の担当部門である保険市場広告事業部において、取引先との契約締結を含む営業活動の責任者というべき立場にあり、当時の保険市場代表取締役社長であった者 2 名（以下、「当該元子会社社長ら」という。）が、売上前倒計上が不適切な会計処理であることを認識しながら、売上前倒計上を実行及び継続するため、証憑の準備、取引先との交渉又は経理部門責任者や監査法人とのやり取り等を行っていたことも判明いたしました。

② 当社等と広告運用委託先との間の一連の取引を通じた会計処理上の問題

当社等と広告運用委託先（以下、「委託先」という。）との間において、①保険市場を売主とし、委託先を買主とする当社運営の保険選びサイト「保険市場」（以下、「保険市場サイト」という。）に係る広告枠の販売取引、②当社等を発注者とし、委託先を受託者とする広告運用委託取引、③当社を取得者とした資産計上取引を行っていましたが、第三者委員会による調査の結果、②広告運用委託取引等を通じて、①広告枠の販売取引等により取引先に生ずる経済的負担を補填することを前提として行われていたことが判明いたしました。

この点、保険市場において、遅くとも 2019 年 9 月以降、当社等の委託先との間で、合計 5 回にわたり広告枠の販売取引を行い、合計 489 百万円の売上を過大に計上しておりました。その見返りとして、当社において、委託先に 591 百万円を支払い、当該見返りの一種として委託先に対して支払った「クリエイティブ費用」名目の 70 百万円の支出について、資産性が認められないにもかかわらず、ソフトウェアとして資産計上（以下、「本件資産計上」という。）していたほか、委託先に対する外注費につき、5 回にわたり、合計 293 百万円、本来計上すべきタイミングから翌四半期以降に繰り延べて費用計上していたことが判明いたしました。

加えて、これら一連の不適切なスキームに基づく取引については、「①売上計上時期に関する会計処理上の問題」と同様に、営業活動の責任者として収益目標を達成する責任を負っていた当該元子会社社長らが、四半期ごとの決算数値を良くする目的のもと、不適切な会計処理であることを認識しながら監査法人からの指摘を回避するための各種の行為に及んでいたことが判明いたしました。

（３）本件の発生原因の分析

第三者委員会の調査の結果、本件が実行された背景には、当社の組織の成り立ちや企業風土が密接に絡んでおり、それらが根本的原因となっていたと考えております。

① 過度な業績達成圧力及び創業者を頂点とする企業風土、同質化した組織

当社現代表取締役社長（以下、「当社代表」という。）が社内向けに発信していたプライム市場上場維持、さらには将来的な「時価総額 1,000 億円」という目標から逆算されたあるべき数値の達成について、執行側が強く求められていた状況がありました。第三者委員会の調査では、かかる状況において、当社

代表への忠誠心、同氏を絶対的存在とみる組織風土及び期待に沿えない数値を報告した場合に評価が低下し又は叱責を受けることへの恐怖が、執行側に強い心理的プレッシャーを生じさせていたと考えられ、本件の直接的な動機となっていたと認められております。

② 証憑確認が形式化した業務プロセスの不備

経理全般を処理している総合企画部経理課では、メディア事業等の売上計上に係る内部統制として、主に保険会社等の取引先名、広告掲載等期間、注文金額、支払時期等を入力する「売上報告書」に証憑を添付し、同課にワークフロー上で売上計上を申請する運用を整備しております。しかしながら、総合企画部経理課が売上計上の証憑として主として確認していたのは、申込書等に留まっており、保険市場側において、申込書等には、広告掲載等期間を記載しない対応がとられた結果、実際には広告掲載等開始前であるにもかかわらず、申込書等の受領時又は申込月に売上計上することが可能となっておりました。

なお、第三者委員会の調査では、2024年9月期決算における監査法人による残高確認手続において、7社から合計約2億円の「差異あり」の回答を受けたことが契機となり、総合企画部経理課では、期間帰属の妥当性チェックのため、保険市場と保険会社等との間における広告掲載事実を確認するための配信実績に関するレポートや顧客とのメール等のコミュニケーション資料を追加で証憑として求めるようになっていたため、保険市場における売上前倒計上は減少していったことが認められております。

他方で、委託先に対する保険市場サイトに係る広告枠の販売取引については、形式的な証憑は整っていましたが、総合企画部経理課においては、当該取引先が外注費の支払先でもある、いわゆる非通例の取引であることに着目した取引自体の経済合理性の検証が行われておらず、疑いを検知することができませんでした。

さらに、第三者委員会の調査では、本件資産計上については、システムの外形が整えられていたばかりか、委託先名義での取扱説明書の偽装の疑いもあり、資産計上に関する牽制機能が十分に機能していなかったことが認められております。

そして、外注費を本来計上すべきタイミングから翌四半期以降に繰り延べて費用計上していたことについても、期間帰属の妥当性を外形上確認しにくい状態が作出されていたため、特に売上前倒計上については、形式的な証憑チェックに留まっていた可能性が高いと考えております。

③ 経理部門における第二線機能の不全

本来、収益認識及び期間帰属の適否を検証する第二線として機能すべき立場にあった経理部門において、経理部門担当役員自らも当社代表が示す業績目標の達成に関するプレッシャーにさらされており、そもそも経理部門による牽制が働く前提が十分に存在しなかった可能性があると考えております。

また、総合企画部経理課においては、特に2022年頃から2023年頃にかけて、経理部門担当役員及び総合企画部長や同次長といった管理職が短期間で入れ替わる状況にあり、人員交代に伴う業務引継ぎも十分になされなかった結果、総合企画部が少人数かつ経理経験の乏しいメンバーで、プライム上場会社に求められる多くの業務を担っていた状況にありました。このような状況下で、現場から提出された申込書等の形式的証憑を超えて、広告掲載等期間、役務提供時期、取引の経済合理性、費用支払先との関係、資産性の有無を主体的に検証することは容易ではなかったと考えております。

④ リスク兆候に対する認識・評価の不足

当社において、保険代理店事業に係る保険商品の勧誘及び募集行為に係るコンプライアンスを中心としたリスク管理の必要性に係る意識は相当程度存在していたものの、メディア事業等に係る収益認識、期間帰属、証憑の実質性、外注先との取引の経済合理性等の財務報告に直結するリスクについて、経営上の重要リスクとして識別・評価する体制が十分ではなかったと考えております。

メディア事業等においては、監査法人からの度重なる広告掲載等期間と売上計上時期との関係性に関する指摘、四半期末月における売上の急激な増加、外注先である委託先に対する広告枠販売等、収益認識上又は不正リスク上の兆候が複数存在していたにもかかわらず、これらの兆候は、個別の実務処理上の問題又は監査法人対応上の問題として処理され、メディア事業等全体に内在する重要な財務報告リスクとして、取締役会、監査役等又は経営層において、体系的に報告・議論されるには至っておりませんでした。

この点、内部監査室において、一定期間ごとに各部門における一定のリスクの洗い出し作業が行われていたものの、その結果が取締役会又は経営層における実質的なリスク議論、対応方針の決定、責任部署の明確化、人的・システムのリソースの投入及び継続的なモニタリングに結び付いておりませんでした。特に、経理部門担当役員の交代や管理職クラスの人材の短期の離職は、財務報告リスクの管理体制の弱体化を招いていたと考えております。

⑤ 三線防衛の機能不全

本件において、第一線である保険市場の当該元子会社社長らが取引先対応や委託先との折衝を行っていたため、第一線の自律的統制によって不正を止めることは実質的に不可能でありました。

また、第二線である経理部門は、2024年9月期までは申込書等を中心に確認していたことで、売上の実在性確認（架空売上ではないかという視点）に偏り、広告掲載等期間や役務提供期間に基づくあるべき期間における売上計上という視点が欠けておりました。

さらに、第三線である内部監査室においては、一部の売上計上について、その裏付けとなる証憑を欠いていることを認識していたにも関わらず、十分な原因調査がされず、取引実態や会計上の不正リスクを理解しようとしていた形跡は乏しい状況でした。また、本件資産計上については、内部監査室において決裁未了を指摘したにもかかわらず、その後のフォローアップが十分に行われた形跡はなく、内部監査報告書上も取り上げられることはありませんでした。

以上から、本件においては、第一線が自らこれに関与し、第二線は牽制機能を果たさず、第三線も不正リスクに踏み込んだ内部監査を行っていなかったため、三線防衛がいずれも実効的に機能していなかったと考えております。

⑥ 監査法人による外部モニタリング機能の限界

第三者委員会の調査では、監査法人はメディア事業等の売上の期間帰属に一定のリスクを認識していたといえますが、監査法人からの指摘に対し、保険市場の役職員は、監査対応上のいわば偽装工作を行うことで、かかる指摘から逃れていたことが判明しております。

さらに、保険市場を売主とし、委託先を買主とする保険市場サイトに係る広告枠の販売取引についても、監査法人から一括収益計上は認められない旨の指摘を受けた際に、既に自社が広告枠として当て込んでいた保険会社分を委託先に付け替え、委託先側が用意した広告を掲載し、広告枠出稿計画表及び広告枠掲載依頼シートを事後的に作成したうえ、委託先と口裏合わせをして広告枠消費の実体があったかのように装う偽装工作が行われておりました。

このような偽装工作により、監査法人がメディア事業等における売上計上と広告掲載等期間の時期との関係性や、実態を正確に把握することができず、当社が行った会計処理の適否について十分な検証が行われなかったことで、本件につき、不適切な会計処理の疑義として十分に問題視されることがありませんでした。

⑦ 社外役員に対する情報共有不足による監督機能の限界

社外役員がリスク兆候を認識するために必要な情報が十分に共有されていなかったことが問題であったと考えております。

保険市場においては、Web 広告という専門性の高い事業によって収益が生み出されており、成果が見えにくいことから役務提供の内容や充足時期を特定することが困難であり、やや不透明さのある取引によって収益が形成されておりました。これに加え、監査法人からの度重なる指摘についても、結果としては適正意見が出され続けていたことにより、財務報告上のリスクではなく、業務プロセスの問題に過ぎないと判断され、取締役会の議題として取り上げられるに至らなかったこともあり、リスク情報が正しく取締役会に共有されることがありませんでした。その意味では、取締役会及び監査役等による監督機能の実効性を支える情報共有ルート、特に、監査法人からの指摘事項を取締役会へ確実に上程する仕組みが不十分であったと考えております。

⑧ 情報共有・エスカレーションの不全

第三者委員会の調査では、保険市場の事務処理担当者の中には、保険会社等からの申込時に一括して売上計上することについて疑問を感じていた者が存在していた様子が窺われましたが、そうした疑問が当社の経理部門や内部監査室に対してエスカレーションされることはありませんでした。

リスク情報を適時適切に会社が把握する制度として、当社において内部通報制度である「スピークアップ制度」という内部通報窓口が設置されておりますが、当社等の担当者らにおいてその利用が検討された様子はなく、制度設計及び運用実態を踏まえた対策が必要であったと考えております。

2. 再発防止策（骨子）

当社は、第三者委員会の調査結果及び再発防止策への提言を踏まえ、ガバナンス体制を再構築し、そのうえで早期に業績を回復させることが最も重要な経営課題であると認識しております。

かかる認識を踏まえ、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬・ガバナンス委員会に、第三者委員会の調査結果を踏まえた、当社における再発防止策の検討に係る諮問を行うとともに、監査役会からも再発防止策の検討に係る意見を受領し、それらを踏まえ議論及び検討を行った結果、当社代表のこれまでの実績等を踏まえ、当社が今後業績を回復させ、継続的かつ安定的に事業を遂行していくため、当社代表は次回（2026年12月）の定時株主総会までは留任すべきものの、次回の定時株主総会にて取締役として選任されたとしても、代表取締役社長の職を退き、新たな経営執行体制を構築することが必要であるとの結論に至りました。

具体的な判断の過程は以下のとおりです。まず、当社の喫緊の課題である業績回復の実現に向け、当社のビジネスモデルの創出者であり、営業推進力を有する当社代表のリーダーシップは不可欠であり、次回の定時株主総会までの期間、当社代表を代表取締役社長に留めて経営の安定化を図ることが重要であると考え、そのうえで、当該期間中については、今回策定する再発防止策に基づき、第三者委員会の調査報告書で指摘されているような当社代表の過度な影響力を遮断しつつ、その経営責任を全うさせることが合理的であると判断いたしました。その間、各部署の重要な意思決定については、取締役会に報

告をすることで再発防止体制を確保いたします。次回の定時株主総会で取締役候補とする方向で検討することとしたのは、当社代表の持つ広範な事業知見や人脈等を新体制へ円滑に承継させ、事業継続へのリスクを最小限に抑えるためには一定の執行権限を有する取締役として処遇することが不可欠であるとの理由によります。他方で、本件の根本的な原因が、当社代表を頂点とする企業風土及び権限構造にあったとの第三者委員会の調査結果を踏まえ、次回の定時株主総会で当社代表が取締役として選任された場合であっても、代表取締役社長の職を退くとの決断に至りました。

かかる判断を踏まえ、当社代表を頂点とする企業風土及び権限構造を抜本的に改革するため、第三者委員会の調査結果を踏まえた再発防止策の本旨を具現化すべく、以下の基本方針に沿って再発防止策を策定してまいります。

- ・当社代表の業務執行、人事、会計判断及び監査対応への影響力を遮断又は制度的に制限すること。
- ・企業風土改革を社外役員等の主導で進めること。
- ・取締役会及び社外役員による監督機能を実質化すること。
- ・経理部門、内部監査部門、監査役等が当社代表に付度せずに適切にその職責を果たせる体制を整備すること。
- ・高リスク取引に対する実質的な会計・法務レビューを導入すること。
- ・内部通報及びエスカレーションの仕組みを再設計すること。

なお、後述のとおり、再発防止モニタリング委員会を設置し、再発防止策の実施状況について、継続的なモニタリングを行ってまいります。

（１）当社代表の影響力遮断及び院政防止

- ・経理財務、人事、コンプライアンス等の管理部門における決裁権限を、当社代表から管理部門を管掌する取締役に移譲いたします。併せて、管理部門管掌取締役は管理部門に係る業務執行の結果を取締役会に直接報告することとし、管理部門や管理部門管掌取締役に対する当社代表の影響力を遮断いたします。
- ・管理部門管掌取締役を改革担当取締役として、再発防止策の実行責任者といたします（詳細は後記（５））。
- ・改革担当取締役による権限行使の実効性を高めるため、当社の主要な株主（ガバナンスの客観性及び独立性を確保する観点から、当社代表及びその関係者を除きます）に対して、経理財務等の管理部門に、部長職以上等の一定の役職者の派遣を要請しております。
- ・当社では、取締役の選解任に関する株主総会議案の決定、各取締役の報酬等の内容の決定を行う取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しているところ、当社代表を当該委員会の委員から外す等して、取締役の選解任案や報酬案の決定プロセスから排除することで、当社代表の取締役に係る人事・報酬に対する影響力を遮断いたします。
- ・重要な使用人（支店長や部長職以上等）についても、管理部門管掌取締役に採用、人事案の策定、評価等の決定権限を持たせる等し、当社代表の権限を制限いたします。
- ・取締役会等の会議体への報告事項、決議事項を改めて見直し、これらの会議体に適切に情報が共有さ

れる体制を整備し、当社代表に情報が集中しないようにいたします。

- ・監査法人と日常的にコミュニケーションを取る経理部門及び内部監査部門において、監査法人から受けた指摘や日々のコミュニケーション状況を議事録化し、管理部門管掌取締役役に直接報告いたします。管理部門管掌取締役役は、当該コミュニケーション状況を取締役会及び監査役会に定期的に報告することといたします。
- ・当社代表を含め、役員がメールやチャットで業務上の指示を行う場合は、他の役員へも同時に報告することといたします。

（２）社外取締役等によるメッセージ

- ・①業績目標よりも適正な会計処理を含むコンプライアンスを優先すること、②未達や失敗を隠さず早期に報告すること、③当社代表の意向に反する意見であっても尊重すること、④内部通報者を保護すること、⑤法令違反や不適切な会計処理等に関与した場合には役職に関わらず公正かつ厳正に対処すること、これらを明文化し、体制が刷新されたことを、改革担当取締役である管理部門管掌取締役役と社外取締役との連名で社内外に対して、明確にメッセージを発信いたします。
- ・当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス優先の経営を徹底することをコーポレートガバナンスに関する基本方針としております。また、当社では「コンプライアンス規程」「倫理規程」及び「役員服務規程」等を定め、コンプライアンスの基本的な考え方を当社役職員に対して示しております。本件を踏まえてこれらの基本方針及び規程を改めて周知し、当社役職員に対し、コンプライアンスに対する自覚を一層促してまいります。

（３）社外取締役を中心とした取締役会への転換

- ・社外取締役と監査役会とのミーティングを定期的に行います。また、経理部門、内部監査部門、監査法人等を適宜参加させることで、会計・財務に関わる事項、経営者関与取引、重要な非通例取引については、執行側を経由せず、社外取締役や監査役に直接報告される仕組みを設けてまいります。
- ・社外取締役と業務執行取締役との情報の非対称性を解消するために、例えば業績予想や予実管理に係る事項等の当社の事業継続に関わる重要な事項については、外部環境等も考慮のうえ、客観的な根拠に基づき、蓋然性の高い着地見込みを反映した取締役会資料を作成し議論を行います。また、会計上の影響や内部統制上のリスクについても取締役会資料に明示し、取締役会における議論をより充実した内容といたします。予算や業績見通しについては、実績に基づく保守的なシナリオと施策効果を織り込んだ上振れシナリオを区別したうえで併記し、過度な業績プレッシャーを与えないよう、取締役会がそれぞれのシナリオの蓋然性を十分に検証し、適切な経営判断を下すことができる体制を構築してまいります。

（４）指名・報酬・ガバナンス委員会の実効化

- ・「（１）当社代表の影響力遮断及び院政防止」に記載したとおり、指名・報酬・ガバナンス委員会より当社代表を外し、当社代表の人事・報酬に対する影響力を遮断いたします。

(5) 改革担当取締役及び再発防止策の継続モニタリング

- ・「(2) 社外取締役等によるメッセージ」に記載したとおり、改革担当取締役を再発防止策の責任者として位置付け、再発防止策について全社で実行すべく、進捗確認・推進を行ってまいります。また、再発防止策の進捗状況については、定期的に取り締役会に報告し、継続的なモニタリングを実施するとともに、社外取締役から改善に向けた助言を受けることを想定しております。
- ・改革担当取締役を委員長とした再発防止モニタリング委員会を設置し、再発防止策の実施状況について、継続的なモニタリングを行い、その結果を定期的に取り締役会に報告いたします。また、再発防止モニタリング委員会の構成については、外部専門家の招聘も想定しております。

(6) 収益認識に関する証憑要件及び承認プロセスの再設計

- ・引き続き、経理部門による複数証憑による収益根拠の確認を継続するとともに、経理部門による事業部門に対する監視・支援機能を強化することで、従前は認識できていなかった不正リスクをコントロールできるようにいたします。また、経理部門による承認プロセスが形骸化しないよう、第三線である内部監査室によるモニタリングを実施いたします。

(7) 外注先に対する売上計上及びバーター取引リスクへの対応

- ・外注先、仕入先、業務委託先その他費用支払先に対して売上を計上する取引は、バーター取引、費用の値下げの見返りとしての売上計上等のリスクを伴うことから、経理部門及びコンプライアンス部門による事前確認、承認を必須といたします。
- ・当社取引先とのやり取りを含め、業務上の連絡において会社が管理できない私的連絡手段を使用することを明確に禁止し、その旨を社内規程に明記したうえで、周知してまいります。

(8) 第一線、第二線、第三線の役割の明確化

- ・第一線である事業部門においては、売上計上の根拠となる証憑を適切に作成・保存し、取引の実在性及び経済合理性を説明する責任を負うことを社内規程に明記いたします。第二線である経理・コンプライアンス部門においては、確認すべき証憑を社内規程に明記いたします。また、所定の証憑が不足する取引や高リスク取引については、第一線に対して追加確認を行い、証憑が揃わない場合には収益計上を行わない旨も社内規程に明記いたします。第三線である内部監査部門においては、形式的な書類確認に留まらず、取引実態、不正リスク、経営者関与取引、四半期末の売上急増、外注先に対する売上計上、手作業仕訳等に焦点を当てたリスクベース監査を実施いたします。

(9) 三様監査及び監査法人との連携強化

- ・監査法人、監査役会、内部監査室による三様監査会議を定例化し、重要な会計上の論点、不正リスク、監査法人からの指摘事項等を定期的に共有し、連携を強化してまいります。

(10) 不正リスクアセスメントの定期実施及び人事評価・管理職教育の見直し

- ・コンプライアンス部門等が中心になって、各事業部における不正リスクの特定及びリスク対応策の実行並びにそのモニタリングを行ってまいります。

- ・管理職に対する人事評価においては、現状、上席者もしくは在籍する部署の管掌役員が評価を行っておりますが、今後は、業績目標の達成度に限らず、コンプライアンスを重視した行動を行っているかも必須の評価項目とし、業績偏重の人事評価とならないようにしてまいります。また、管理職の立場にある者で部下に対して過度なプレッシャーを与えるおそれのある者については、管理職への適性を含めて評価いたします。

- ・当社では、従前より定期的な啓発活動として、コンプライアンス研修の実施やコンプライアンス通信の発行を行っております。本件を踏まえ、会計処理等に関するコンプライアンス意識のさらなる浸透を図るべく、不適切な会計処理の防止等に関する啓発活動を重点的に実施してまいります。例えば、外部講師を招いての役職・階層別の研修を継続的に行う等、現場の理解促進と管理職の育成につなげてまいります。また、役職員に対して定期的にアンケートを実施し、法令違反や不適切な会計処理等につながり得る事象の有無についてモニタリング及び監視を行ってまいります。

(1 1) リスク情報がエスカレーションされやすい制度の整備

- ・当社では、コンプライアンス規程により内部通報制度である「スピークアップ制度」について既に明文化しているものの、改めて、内部通報を行ったことを理由とする不利益取扱い禁止の実効性担保のため、匿名性の確保・情報管理の徹底といった観点から、制度を見直してまいります。

- ・スピークアップ制度の周知を継続するとともに、スピークアップ制度を利用せずとも、事案の軽重に関わらず、日常より相談等が行いやすい環境構築に向けた取り組みを継続してまいります。

(1 2) 人材のリテンションプランの策定と実行

- ・退職者数や退職の要因等に関する状況を定期的に取り締役会や指名・報酬・ガバナンス委員会等に報告し、人材流出リスクを重要な経営リスクとして位置付けたうえで、離職の抑制及び人材の定着に向けた実効性のある対応を行ってまいります。例えば、第三者委員会の提言を踏まえ、CHRO（チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー）又はこれに相当する人事戦略責任者を新設し、リテンションプランの各種策定及び実行を推進してまいります。

- ・特に専門性が求められる部門（経理財務、内部監査、法務、リスク管理等）の人材採用及び育成を継続してまいります。

- ・役職員に対して定期的にアンケートを行い、職場環境、業務負荷その他当社で働くことに対する不安や悩みを把握いたします。アンケート結果は取締役会に報告し、議論を行うことで、人材の定着に向けた施策に反映してまいります。

3. 関係者の処分について

本件への関与が認められた当社の現・旧取締役のうち、現取締役である者については取締役を 2026 年 8 月 13 日付けで辞任いたしました。また、旧取締役のうち、当社と顧問契約に基づき顧問業務を委嘱している者についても同顧問契約を同日付けで解約するとともに、当社子会社 Advance Create Reinsurance Incorporated の Director についても、手続きが完了次第、辞任いたします。当社は今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止策の一環として、関係者に対する処分について引き続き厳正に対応

してまいります。調査結果を踏まえ、処分内容が決定し次第、速やかに公表いたします。

当社は、これらの再発防止策を内部統制及びコンプライアンス強化の最重要事項と位置付け、全社を挙げて取り組み、株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以 上